

記者会見資料令和4年5月30日

# キャッシュレス決済の導入

市民の皆様の利便性向上及び非接触による新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、市税等のキャッシュレス決済の導入を進めます。

今後、窓口で発行する証明書等のキャッシュレス化を図り、さらなる利便性の向上を目指します。

### (1) スマートフォン決済アプリを利用した市税等の納付

令和4年4月1日から、スマートフォン決済アプリを 利用したキャッシュレス決済を導入いたしました。

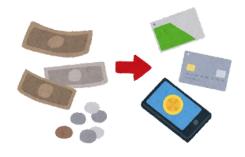
(PayPay・LINEPay・d払い・auPAY・ Jcoin・モバイルレジ)

コンビニエンスストアや金融機関の窓口に出向くこと なく、「いつでも」「どこでも」市税及び国民健康保険料を 納付することができます。



### (2) 証明書等発行手数料のキャッシュレス決済の導入

住民票の写しや戸籍謄本等の発行に係る手数料の 支払いに、クレジットカード、電子マネー、QRコード 決済を利用したキャッシュレス決済の導入を令和4年 10月(予定)の運用開始に向けて準備を進めています。



#### 【問い合わせ先】

(1) スマートフォン決済アプリを利用した市税等の納付

市民部 納 税 課(TEL: 042-460-9831) ※市税

保険年金課(TEL:042-460-9822) ※国民健康保険料

(2)証明書等発行手数料のキャッシュレス決済の導入 市民部 市 民 課(TEL:042-460-9820)

## 資料のポイント

簡単操作で納付が可能となり、市民の皆様の利便性の向上を図ります。また、非接触のため新型コロナウイルス感染予防対策として導入します。

キャッシュレス決済は、行政事務の効率化にも寄与し、行政のデジタル化を推進 する上で必要なツールであり、今年度の運用状況を踏まえ、今後の導入について検 討します。